

請願第2号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願について

（※討論は、いずれも委員長報告に対して行われたものです。）

賛成の討論

4番 多賀信祥 議員

委員長報告に賛成、「再審法改正」の意見書提出を求める請願に対し反対の立場で討論いたします。

判決が確定してしまった冤罪被害者を救う唯一の方法が再審請求であり、結果無罪が確定した事例についても報道等により承知しているところです。

しかしながら、今回の請願は多くの専門家が幾度となく協議を重ねてもなお結論に至らない大変難しい問題です。実際にこのたびの総務産業委員会協議会の質疑においても、法改正後に予想される弊害については想定できていないとのお答えもあったところです。もちろん冤罪をこの世からなくしたいという思いは請願者と一緒であります。その専門家の方々がいまだ結論を出せていない問題に同情心と聞きかじったにわか知識だけで判断することは無責任であり、地方議会が判断することは困難であると考えます。

請願者のお気持ちはお察しするところですが、この意見書提出には反対いたします。

16番 大滝文則 議員

請願第2号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書提出に関する請願について 委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

まず、今回の請願は総務産業委員会へ付託した案件であります。

付託とは審査を委ねる事です。議会として総務産業委員会へその是非を任せたのちに、決定した事に反対することにはならないと考えます。

次に冤罪被害者を救うただ一つの方法が再審請求であることであり、現在の再審法（刑事訴訟法にある再審についての定め）の問題については、法律の専門家の皆さんによって、長年にわたり、議論や協議を幾度もされているとのことでもあります。

今回の請願はこうした専門家が幾度も協議をされてもなお結論に至らない改正刑事訴訟法に関する案件であります。

冤罪被害はあってはならないと考えますが、専門家が幾度も協議をされてもなお結論を出すことの出来ないような複雑で難しい案件について、当面は専門家の判断を待つべきであり、ほとんど知見の持たない地方議会が一致した意見として、立法府に対して意見書を提出することにはならないと考えます。

以上、請願第2号 再審法の改正を求める意見書提出に関する請願については反対であり、委員長報告に賛成の討論といたします。

反対の討論

17番 宮地俊則 議員

請願第2号を採択すべきとの立場から討論いたします。

冤罪というものはあってはならないことは言うまでもありませんが、個々の事件案件について我々は真実を知り得ないので、冤罪かどうかの判断をすることはできません。

しかし、この度の請願は以下の2点を求めています。

一点目は検察・警察が持っている未開示の証拠を、裁判長の指示の有無にかかわらず、開示する法制度に改正すること。これは裁判において検察側が都合のよい証拠のみを提出し、弁護側の請求には拒否する事例が数多くあり、裁判所の命令なくしては提出されない証拠があるのは事実であります。

おわかりでしょうか、捜査で集められた証拠を持っているのは検察側のみであります。これを弁護側の請求にも証拠を提出し、公正・公平な裁判をするようにしましょう、との改定を求めているものであります。

これにより、少しでも「冤罪」の発生を防ぐことができるのではないかと思います。

2点目は、袴田事件を例に申しますと死刑判決確定後、2回にわたる再審請求、これは審査に疑いがあるのもう一度審査をお願いします。というのですが、この請求によりようやく34年後の2014年、再審が開始され釈放されました。

しかし、検察は高等裁判所に抗告し再審が取り消されました。さらに2年後、最高裁判所はこの高裁決定を取り消し、差し戻しました。

このように再審開始の決定が出ても抗告により取り消し、この繰り返しで何十年という長きにわたる裁判に翻弄されている人がいるという現実決して好ましいものではなく、裁判所による再審開始が決定されれば、検察はそれに従うようにしましょう。との改定を求めているものであります。

厚生労働省の局長であった村木厚子さんがある日突然、身に覚えのない容疑で逮捕・起訴されました。この事件は皆さんも記憶に新しいと思います。村木さんは拘留され、厳しい取り調べにも無実を訴え続け、ようやく無罪となりました。ところがこれは後に検事が証拠であるデータを改ざんし、捏造していたというとんでもない事実が判明し、村木さんの潔白が証明されました。

このことを契機に「取り調べの可視化」が必要であるということから、2016年刑事訴訟法の改正で、取り調べの録音・録画制度が定められました。

このように現行の法制度は必ずしも完璧なものではなく、改善しなければならない点もあると思います。

この刑事訴訟法は市民皆さんすべてに関わるもので、本市でこれまでこうした事案に該当された方はおられないかもしれませんが、いつ、だれが巻き込まれるかわかりません。

今回の請願はこうした法制度の不備と思われることの是正を求めているのであり、具体的にどう是正されるのか、また、是正することによって別の弊害や問題が出てこないか、などは法律の専門家に委ねなければならないかとは思いますが、まずはそうした声を国や政府に挙げていくことは一地方議会としても必要なことだと思います。

現行の法制度で苦しんでいる人がおられることを知りながら、「法律の詳しいことはよく分からないから、何もしないでおこう」というのは無責任ということになりはしませんか。

結果は分かりませんが、市議会として、今できること、やれるだけのことはやりませんか。

5番 柳原英子 議員

私は、「再審法の改正を求める請願」が13日の総務産業委員会で不採択となったことに対して、反対の立場から討論いたします。

「死刑、全く意外」「ああ、胸の張り裂ける思いがする。事件の真相は後世の歴史家が明らかにしてくれるか。」

これは、およそ110年前、大逆事件で死刑になった井原市高屋町の森近運平が判決直後に残した言葉です。

東京からふるさと井原に帰り、温室園芸で生計を立てようとしていた運平さんが、冤罪だったことは、井原市民であれば皆さんよくご存知だと思います。

総務産業委員会では、請願を不採択とした理由に「地方議会が口を出すことではない」という意見がありました。

しかし、市民の声なき声をくみ取り、代弁するのが議員の役割だと思います。私たち井原の議員こそ、「地方議会だから」と遠慮せず、「もの言えない社会」と闘わなければならないと考えます。

法律の専門家が犯したミスはいくらでも挙げられます。免田事件、財田川事件、島田事件、松山事件。えん罪事件は戦後だけでも数多く、先に挙げたように死刑確定後、再審無罪となった事件すらあります。

最近では、2009年、厚生労働省の村木厚子局長が逮捕された事件が記憶に新しいのではないのでしょうか。

この事件は、のちに担当検察官の証拠ねつ造だったということが明らかになりました。

村木さんの無罪が立証されました。私たちは、「専門家任せ」にせず、「自分事」としてえん罪問題に向き合う必要があります。森近運平を生んだ井原の議員ならなおさらではないのでしょうか。

そもそも再審とは、誤審により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済するための制度です。現行の再審制度に制度的・構造的な問題点があることは、説明を受けました。

繰り返しになりますが、具体的な審理のあり方は裁判長の裁量に委ねられており、証拠開示の基準や手続きが明確でないということです。

また、裁判所が再審開始後、決定を出しても、検察官が不服申立てを行い、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられているということです。

えん罪は決して人ごとではありません。もしかすると明日、この中の誰かが、えん罪で逮捕される可能性すらあるのです。それがもしも私だったら、「警察や検察に任せておけば大丈夫」とは思えません。

ひとたび「犯罪者」として捕まれば、本人だけでなく家族にも長期にわたって大きな被害が及びます。これは森近さんの例を見ても分かることです。

無実の人が処罰されることは絶対に許されません。それでも、えん罪事件が起きている現実がある以上、被害者を速やかに救済する仕組みを整えなければなりません。

私は、この請願は採択すべきだと思います。「事件の真相は後世の人間が明らかにしてくれる」森近さんの言葉を胸に、人ごとではなく、自分事として、皆さまに採決していただきたいと思います。